

**自立支援医療費（精神通院）の
市町村民税所得割額の合計が23万5千円以上
の方の経過的特例のお知らせ**

平成30年3月

平成30年3月30日付け障害者総合支援法施行令の改正により、
下記のとおり経過的特例が延長となりました。

記

1 経過的特例の対象となる方

市町村民税所得割額の合計が23万5千円以上で、重度かつ継続
に該当する方

2 経過的特例の内容

上記1の方を自立支援医療の対象とする。その場合の自己負担上
限額は月額20,000円とする

3 経過的特例の期限

平成33年3月31日まで

栃木県精神保健福祉センター

電話番号 028(673)8785